

府内水産物取扱事業者
(小売事業者、飲食店、宿泊事業者等) 関係団体 様

大阪府環境農林水産部水産課

水産流通適正化制度の開始に係るお知らせと周知について (依頼)

日頃から、大阪府水産行政の推進にご協力をいただきお礼申し上げます。

近年、全国的にアワビ及びナマコの違法漁獲が悪質・巧妙化していることを受け、加工・流通段階で違法な漁業に由来する水産物を排除する仕組みを構築するため、令和4年12月1日付けで水産流通適正化法が施行されます。

法の施行により、第一種特定水産動植物(現時点でアワビ及びナマコの2種類)を流通させる場合、採捕事業者や取扱事業者は、商品等に16桁の漁獲番号等を付けて伝達する等の義務が発生することとなります。

取扱事業者(小売事業者、飲食店、宿泊事業者等)の皆様におかれましても、以下の3つについてご対応いただくこととなります(別添資料 p.30~34 参照)。

- アワビ及びナマコを販売する場合の届出義務
(届出は、令和4年6月1日から農林水産省の電子申請システム(eMAFF)により可能となります。また、**専ら消費者に対し販売、提供する場合は届け出不要**です。)
- 漁獲番号及び荷口番号等の販売先への伝達義務
- 取引等記録の作成・保存義務(3年間)
(漁獲番号が記載された請求書等伝票を保管いただくことで足りります。)

つきましては、別添資料をご一読いただき、制度に対するご理解をいただきますとともに、制度の適正運用のため、以下の水産庁ホームページアドレスを傘下会員様へご案内いただく等、制度の周知にご協力をいただくようよろしくお願いいたします。

なお、当該制度に係る届出が必要な事業者の方(流通業者等へ販売される方)については、その受付を令和4年6月頃に開始する予定ですが、その詳細につきましては、後日、本府ホームページに掲載予定ですので、そちらをご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

(参考URL)

水産流通適正化法の概要等：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/tekiseika.html>

制度説明動画：<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/fukyuu.html>

大阪府ホームページ：<https://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/suisanrt/index.html>

水産課指導・調整グループ

担当：新瀬、新納、松下

住 所：大阪市住之江区南港北1-14-16

電 話：06-6210-9613

FAX：06-6210-9611